**り災証明申請書　　　 No.**

令和　年　　月　　日

南相馬市長　門馬　和夫

〒　　　　－

住民票住所

（証明書送付先）

申請者氏名　　　　　　　　　 　　　 　　　　　　　　　印

※受任する場合のみ要押印

電　　話 　 (　　　　　　)　　 　　　－

|  |  |
| --- | --- |
| り 災 場 所 | □申請者住所に同じ |
| り災家屋所有者(登記名義人又は納税義務者) | □申請者氏名に同じ |
| り災家屋区分 | □住　家　　※住家とは、実際に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用しているものをいう。)のために使用している建物をいいます。□非住家　　※非住家とは、物置・倉庫・納屋などの住家以外の建物をいいます。 |
| り災家屋との関係 | □所有者 □同一世帯人 □相続人 □入居者 □その他(委任状が必要) |
| り災年月日及びり災理由 | 令和５年９月８日～９日理由：令和５年台風１３号に伴う大雨被害のため。 |
| 被害の内容 | □内壁・外壁のヒビ　　□基礎のヒビ　　□屋根瓦のずれ□内壁・外壁の崩落　　□基礎の崩落　　□屋根瓦の崩落□床下浸水　　　　　　□床上浸水　　　□その他（　 　　　　　） |
| ※委任による申請の場合委任状(委任者本人が記入) | 私は　　　　　　　を代理人と定め、令和５年台風１３号の被害に係るり災証明書の申請及び受領に関する一切の権限を委任します。令和　　年　　月　　日委任者氏名　　　　　　　　　　　　印　(受任者との関係：　　　　)住民票住所  |
| 自己判定方式 | □自己判定方式による、判定（「一部損壊（10％未満）」）に同意します。　※自己判定方式とは、被害写真のみで判定するものをいいます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 職員記入欄 | 1.証明の使用目的（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）2.交付方法　　　　　□窓口　　／　□郵送　　　　　　受付：　　　 |

**【裏面あり】**

位　置　図

|  |
| --- |
| **□現地調査（一次調査）について、調査員が敷地内に立ち入ることに同意します。**-----------------------------------------------------------------------------【記入例】母屋（調査希望）納屋離れ蔵（調査希望） |

【世帯構成員】**※非住家のみの申請の場合は記入不要　　　　　　　　　　□住民票構成員と同じ**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 続　　柄 | 氏　　名 | 性　　別 | 生　年　月　日 |
| 世帯主 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**□り災証明申請及び証明書の内容については、庁内の被災者支援制度を有する関係部署と**

**共有することに同意します。**

**り災証明申請についての留意事項**

**【住家用証明書】**

　１　実際に居住している建物に住民票を有しない申請の場合、以下の生活の根拠が分かる書類いずれかの写しを提出すること。

　　①光熱水費などの公共料金の直近の領収書

　　　**※ただし、居住に必要な一般的な使用量であること**

　　②当該住所が宛先となっている郵便物

　　③居住証明書（行政区長や民生委員、会社などに作成依頼）

　２　住家用証明書は世帯あたり原則１枚

　　　**※例：市外に住民票・居宅があり、市外で住家用証明書を取得した場合、市内の居宅は非住家用証明書となる。**

**【非住家用証明書】**

　非住家用証明書の申請者は、申請家屋の登記名義人（もしくは相続人）

または納税義務者（もしくは相続人）であること。

**※本人（もしくは相続人）以外が申請する場合は、委任状が必要。**

**※同世帯でも不可。**

**【未課税（課税台帳未記載）家屋】**

　住家用・非住家用、ともに課税（課税台帳記載）されている家屋のみ、り災証明書が発行可能であり、未課税（課税台帳未記載）の家屋については、課税処理を行った上で発行可能となる。

**【その他】**

民間保険会社の保険金の請求については、各社で調査が行われるため、り災証明

書は一般的に不要である。

また、市が実施するり災調査は、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基

準運用指針」に基づいており、民間の保険会社等で実施している被害調査の判定基準とは異なる。